

時効

事実状態の継続 尊重

時効とは、占有し続けたり、権利不行使の状態が続いたりした場合に、一定期間継続された事実状態に即して所有権や債権といった財産権の新たな権利関係を構成する制度です。時効には、事実上権利者であるかのような者が権利を取得する「取得時効」（民法 162 条以下）と、権利不行使の状態を継続する者が権利を失う「消滅時効」（同 166 条以下）とがあります。

民法がこのような制度を設けた目的は、社会の取引関係の安全のために、長期間継続した事実関係を真の法律関係だと信じて取引した第三者を保護しようというものです。また、長期間権利の行使を怠った者は、その権利を保護されなくてもやむを得ないとの観点もあります。期間の経過で証拠が散逸することも多く、事実の証明が困難になるのを救済する意味もあります。

身分関係に関しては、事実状態が継続したことを理由に法律関係を変更するのに適さないと考えられるため、原則として時効は適用されません。

真の権利者が権利を行使するなど、継続する事実状態を覆すような事実が生じたときは、それまで進行していた時効期間は振り出しに戻り、あらたに時効期間が進行しはじめます。これを「時効の中断」といいます（同 147 条以下）。

民法は時効の利益を受けることになる者の時効の利益を受ける意思表示を、時効の効力発生条件としています（同 145 条）。この意思表示を「時効の援用」といいます。

時効の利益は時効完成後に放棄することができますが、時効完成前の放棄は認められません（同 146 条）。時効完成前に時効の利益の放棄ができるとすると、債権者が債務者に強制して、あらかじめ時効の利益を放棄させておくような弊害も考えられるからです。時効の完成を知らずながら債務承認行為をすれば、時効の利益を放棄したことは明らかですが、時効が完成しているにもかかわらずそれを知らずに債務承認行為をしても、それは時効の利益の放棄には当たりません。しかし、債務承認行為の後で時効の完成に気付いても一旦債務承認行為をしている以上、時効を援用することは信義則上できないとするのが判例です（最高裁昭和 41・4・20）。その承認行為後再び時効期間が経過すれば、再度完成した時効を援用することは可能です（最高裁昭和 45・5・21）。

